

M 山形県公報

令和6年4月1日(月)

号 外(9)

目	次

	規	則				
				(3	±	≑ ⊞ \ 1
○山形県公有財産規則の一部を改正する ○山形県体育施設条例施行規則						課)…1
○山形県財務規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
○田形県財務規則の一部を以上する規則・				(-	云 訂	问) … (
	訓	令				
○山形県公印規程の一部を改正する訓令・			(高等教	育政策・	学事文書	詩課)⋯12
○山形県公文書管理規程の一部を改正する	る訓令		(同) …13
	告	示				
○道路の区域の変更			(村山	総合支庁	建設総務	5課)…14
				同	C 11/10-17.) …同
○同			`	同) …15
○同			-	· 庁北村山?	建設総務	· 辞)…同
○同				同) …同
○同				同) ···16
○同		(同) …同
○県道の供用の開始		(同) …同
○同		(同) ···17
	 規					
山形県公有財産規則の一部を改正する規則	則をここに公布す	「る。				
令和6年4月1日			-4-	-L. I.	→ → .>\	· →
		山形県知事	吉	村	美栄	き 子
山形県規則第47号 山形県公有財産規則の一部を改正す。	Z ±8 811					
山形県公有財産規則の一部を改正9 4 山形県公有財産規則(昭和49年4月県規則		ロながの トラにお	正士を			
第2条第2号中「警察本部施設装備課長」						
附 則	」 也 「音乐不即工	云印 (こび ())	⊘ ∘			
この規則は、公布の日から施行する。						
山形県体育施設条例施行規則をここに公	布する。					
令和6年4月1日						
		山形県知事	吉	村	美栄	き 子
山形県規則第48号						
山形県体育施設条例施行規則						
(趣旨)						
第1条 この規則は、山形県体育施設条例	(昭和31年3月)	県条例第38号。じ	以下「条例	削」という	。) の施	行に関し必

要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

- 第2条 体育施設の使用時間は、条例第8条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日にあっては、午前9時から午後5時までとする。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。 (休業日)
- 第3条 体育施設の休業日は、条例第8条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次のとおりとする。 ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。
 - (1)毎月の第3月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用許可の申請)

- 第4条 条例第2条第1項の規定による体育施設の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、条例第8条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、山形県体育施設使用許可申請書(別記様式第1号)を使用しようとする日の6箇月前から7日前までの間に知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、許可を受けようとする者が個人使用(同一の時間内に同一の体育施設の施設又は設備について許可を受けようとする他の者と共同して当該施設又は設備を使用することをいう。以下同じ。)をしようとする者であるときは、使用しようとする日に口頭により申請することができる。

(許可書等の交付)

第5条 知事は、使用許可をしたときは、使用許可書(別記様式第2号)(個人使用に係るものにあっては、体育 施設個人使用券(別記様式第3号))を当該申請者に交付するものとする。

(許可条件の変更の申請)

第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、条例第8条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、当該使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

(不許可の通知)

第7条 知事は、条例第3条の規定により使用許可をしないときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(施設又は設備の変更禁止等)

- 第8条 使用者は、体育施設の原状を変更し、又は特別の設備を設けてこれを使用してはならない。ただし、特別 設備設置許可申請書(別記様式第4号)により知事に申請し、その許可を受けた場合はこの限りでない。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により体育施設への特別の設備の設置の許可をしたときは、特別設備設置許可書 (別記様式第5号) を当該申請者に交付するものとする。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、使用許可に係る目的以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は当該使用許可に基づく権利を 譲渡してはならない。

(使用者の遵守事項)

- 第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用許可を受けた体育施設の施設以外には立ち入らないこと。
 - (2) 使用許可を受けた体育施設の施設又は設備以外は使用しないこと。
 - (3) 知事(条例第8条の規定により指定管理者が管理を行う場合にあっては指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可なく寄付金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと。
 - (4) 知事の許可なく広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札等の設置を行わないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事の指示する事項
- 2 使用者は、その権原に基づき体育施設に入館させた者があるときは、その者に対して前項各号に掲げる事項を 遵守させなければならない。

(入館の利用拒否等)

第11条 知事は、この規則に基づく定め若しくは知事の指示に従わない者又は体育施設に入館する者としてふさわしくない行為を行うおそれのあると認められるものに対しては、体育施設の利用を拒み、又は退館を命じることができる。

(原状の回復)

第12条 使用者は、体育施設の使用が終わったとき、又は条例第4条(条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに、施設及び備付けの物件を原
状に復し、又は体育施設に搬入した物件を撤去しなければならない。 附 則
この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

 ※
 年月日
 年月日

 受付
 番号第
 号

申請者 住所又は所属 氏 名

(電話)

山形県体育施設使用許可申請書

次のとおり山形県体育施設の使用の許可を受けたいので、山形県体育施設条例第2条第1項の規定により申請 します。

1	使用目的												
2	使用期間 使用時間		年年	月 月 日		時	分から	時	分まで				
		アマ	アチユフ	入場料金 領収しな	'	1 児童	重生徒等	£ 4	児 2 以	童	生	徒	等 外
3	体田区八	ス;	ポーツ	ノ 入場料金 領 収 す		3 児童	重生徒等	\frac{1}{2}	児 4 以	童	生	徒	等 外
3	使用区分	使用区分 アマチユア スポーツ			5 催	牧	ŋ						
		以以	ホーラ タ	- 人場料金	(6 催 (非	物 =営利)	7	· 催 7 (営		利	物)
4	競技場			·	,				*				円
5	附属施設設備使用								*				
									*				円
6	電気使用												円
7	暖房使用								*				円
0	区分	_		人 員(人)	日	数(泊)	単価	后(円)			計		(円)
8	高校生以	人下 :	男 女										
宿所	上記以	外	男 女										
121	合	計	男 女										
9	参考事	項					※合	計					円

10 誓 約 事 項

- □ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する 暴力団を利する使用でないことを誓約します。
- (注) 1 必要事項(使用区分及び使用時間等)を記入してください。
 - 2 使用時間は準備及び撤去の時間を含めて記載してください。
 - 3 ※印欄は記入しないでください。
 - 4 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入してください。
 - 5 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

様式第2号

年 月 日

*	年月	月日		年	月	日
受付	番	号	第			号

様

使 用 許 可 書

山形県体育施設条例第2条第1項の規定により、次のとおり山形県体育施設の使用を許可します。

1	使用目的															
2	使用期間 使用時間		年年	月月	日 (日 (曜日曜日			時		分か	Š	時	分まで		
		アマ	ァチユア	- 1	人場料金を 頁収しない		1	児童	生徒	等	2	児 以	童	生	徒	等 外
3	使用区分	ス :	ポーツ	- 1 '	人場料金を 頁収する		3	児童	生徒	等	4	児 以	童	生	徒	等 外
	区/// 区//		ァチユア ポ ー ツ		人場料金を 頁収しない		5	催		物						
		以	マ タ	, I 7	人場料金を 頁収する		6	催 (非	営利	物])	7	(営		利	物)
4	競技場											*				円
5	附属施設 設備使用									*				円		
										*				- FI		
6	電気使用															
																円
7	暖房使用											*				円
	区分	_		人	員(人)	日	数	(泊)	単	価(円)			計		(円)
8 合	高校生以	下	男 女													
宿所	上記以	外	男 女													
191	合	計	男女													
9	参考事	項							% :	, j	+					円
許	可 年 月	日		年	月	日			•		11	」形県:	知重		印	
番		号	第			号						コルクデ	∧H 		H1	

様式第3	号
------	---

No. 体育施設個人使用券 前 体 育 館 午 使 用 区 分 後 武 道 館 夜 間 ¥ 1人1施設1回限り

> 領収印のないものは無効とします。 この券は退館するまでお持ちください。 この券の払い戻しはいたしません。

様式第4号

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所属 申請者 氏 名 (電話)

特別設備設置許可申請書

次のとおり山形県体育施設に特別設備を設置したいので、山形県体育施設条例施行規則第8条第1項の規定に より申請します。

使用許可年月日 及 び 番 号	年	月	日	第	号
設備の概要 (平面図添付)					
設備を必要とする理由					

様式第5号

第 号

様

特別設備設置許可書

年 月 日付けで許可申請のありました山形県体育施設の特別設備の設置については、次のとおり許可します。

行 事 名 称		
特別設備の概要		
使 用 日 時	年 月 日(曜日)午前後 時 分から 年 月 日(曜日)午前後 時 分まで	
入場者制限数	名	
その他		
年	月 日	山形県知事 即

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第49号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び債権の督促」を「、債権の督促及び歳入歳出外現金の受入れ」に改める。

第5条第1項第1号中「、地域医療支援課」を削り、「観光復活推進課長」を「観光交流拡大課長」に、「、県産 米・農産物ブランド推進課及び専門職大学整備推進課」を「及び農産物販路開拓・輸出推進課」に改める。

第6条第1項中「、地域医療支援課」を削り、「観光復活推進課」を「観光交流拡大課」に、「、県産米・農産物ブランド推進課及び専門職大学整備推進課」を「及び農産物販路開拓・輸出推進課」に改める。

第11条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項第8号ホ中「、交付先、」を「交付先が明示されなかつたもの、」に、「交付金額等が明示されなかつたもの」を「交付金額等が明示されなかつたもの」を「交付金額等が明示されなかったもの」に改め、同号へ中「、貸付先、」を「貸付先が明示されなかったもの」を「貸付金額が予算額と異なるもの」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とする。

第12条第1号の2を削る。

第52条第 2 項第 2 号中「。)」を「。)、東北農林専門職大学」に改め、同条第 3 項第 1 号を次のように改める。

(1) 山形県体育施設条例施行規則(令和6年4月県規則第48号)別記様式第3号の使用券

第70条から第77条までを次のように改める。

第70条から第77条まで 削除

第96条を次のように改める。

第96条 削除

第97条第3項中「第165条の7」を「第165条の6」に改める。

- 第144条第1項第2号ロ中(ホ)を(ヘ)とし、(ニ)の次に次のように加える。
 - (ホ) 森林環境税に係る徴収金 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第7条の規定によって徴収し、又は滞納処分をした森林環境税に係る徴収金

第200条の次に次の見出し及び8条を加える。

(公金の徴収若しくは収納又は支出の委託)

- 第200条の2 歳入徴収担当者及び支出負担行為担当者は、法第243条の2第1項の規定により、知事が指定する者に対して公金の徴収若しくは収納又は支出の事務を委託しようとするときは、あらかじめその理由、内容、委託を受ける者の信用状況等を明らかにした書類により知事の決裁を受けなければならない。
- 2 前項の委託をするときは、当該委託事務の内容及び条件等を記載した契約書を作成しなければならない。
- 第200条の3 法第243条の2の5第1項の規定により知事が定める歳入等(法第231条の2の2に規定する歳入等をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。
 - (1) 使用料
 - (2) 手数料
 - (3) 賃貸料
 - (4) 物品壳払代金
 - (5) 寄附金
 - (6) 貸付金の元利償還金
 - (7) 地方税(当該地方税に係る地方税法第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。)
 - (8) 分担金
 - (9) 負担金
 - (10) 不動産売払代金
 - (11) 過料
 - (12) 損害賠償金(第14号に掲げる遅延損害金を除く。)
 - (13) 不当利得による返還金
 - (14) 第1号、第2号、第8号、第9号及び第11号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から第6号、第9号、第10号及び前2号に掲げる歳入に係る遅延損害金
 - (15) 歳入歳出外現金

(歳入等の徴収又は収納の委託事務の取扱)

- 第200条の4 歳入徴収担当者は、法第243条の2第1項の規定により歳入の徴収の事務の委託を受けた者をして当該委託に係る歳入を徴収させようとするときは、歳入委託徴収通知書(様式第35号の2)を交付しなければならない。ただし、その性質上歳入委託の徴収通知によりがたい歳入については、この限りでない。
- 2 法第243条の2第1項の規定により歳入の徴収の事務の委託を受けた者は、前項の委託徴収通知書の交付を受けたとき又は徴収すべき額が確定したときは、速やかに当該歳入について調定し、歳入調定報告書(様式第51号)又は知事が別に定める様式による報告書を歳入徴収担当者に提出しなければならない。
- 3 歳入徴収担当者は、前項の報告書の提出を受けたときは、その旨を会計管理者又は出納員に通知しなければならない。
- 第200条の5 歳入徴収担当者は、法第243条の2第1項の規定により歳入等の収納の事務の委託を受けた者をして 当該委託に係る歳入等を収納させようとするときは、委託収納通知書(様式第52号)を交付しなければならな い。
- 第200条の6 法第243条の2第1項の規定により歳入等の徴収又は収納の事務の委託を受けた者において領収した 現金及び証券は、現金出納簿にその受払状況を登記し、会計管理者若しくは出納員に納入し、又は納入書により 県指定金融機関、県指定代理金融機関若しくは県収納代理金融機関に払い込まなければならない。この場合にお いては、収納計算書(様式第53号)又は知事が別に定める様式による計算書を添えなければならない。
- 第200条の7 知事が指定する者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する場合における事務取扱については、前 5条に規定するもののほか、歳入金の収入又は歳入歳出外現金の受入れの例による。

(歳入等の徴収又は収納の委託の解除)

第200条の8 歳入徴収担当者は、歳入等の徴収又は収納の事務に係る委託契約を解除しようとするときは、知事の決裁を受けなければならない。

2 知事は、当該契約を解除したとき(法第243条の2の3第1項の規定により指定を取り消したときを除く。) は、当該契約が解除された旨を県公報に公告するものとする。

(歳出の支出の委託)

第200条の9 法第243条の2第1項の規定により歳出の支出の事務の委託を受けた者は、その交付を受けた資金について、現金出納簿を備え、その受払状況を登記しておかなければならない。

2 法第243条の2第1項の規定により歳出の支出の事務の委託を受けた者は、支出完了後直ちに証拠書類を支出負担行為担当者に提出しなければならない。

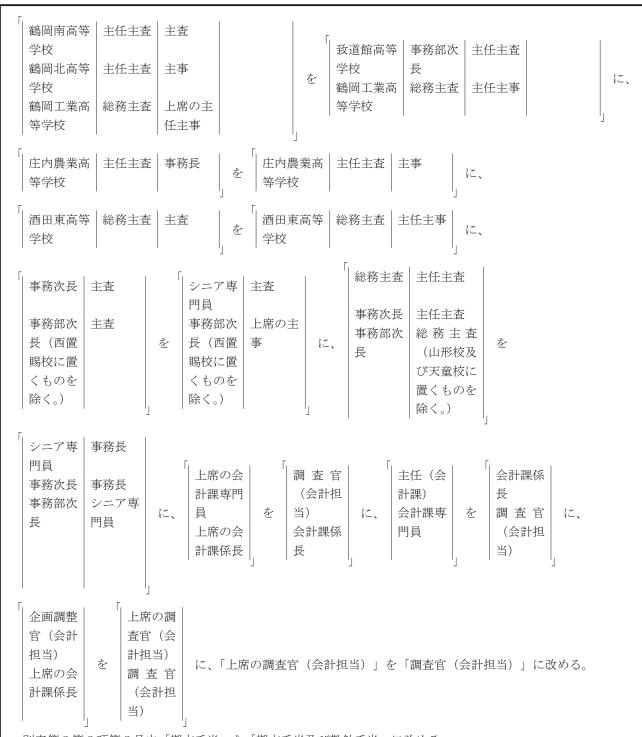
第201条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

別表第1第2項組織の区分の欄中「、地域医療支援課」を削り、「観光復活推進課」を「観光交流拡大課」に、 「、県産米・農産物ブランド推進課及び専門職大学整備推進課」を「及び農産物販路開拓・輸出推進課」に改め、 「、教育局スポーツ保健課及び教育局国民スポーツ大会推進課にあつては教育局スポーツ保健課」を削り、同項 出納員として指定する職の欄中「総務部総務厚生課審査専門員」を「総務部総務厚生課審査主査」に、「主査(予 算担当)」を「予算係長」に、「産業労働部県産品流通戦略課課長補佐」を「産業労働部県産品・貿易振興課課長 補佐」に、「の農村計画課及び」を「農村計画課にあつてはシニア専門員、農林水産部」に、「企画調整官(出納 兼監査担当)」を「上席の企画調整官(出納兼監査担当)」に、「調査官(福利厚生兼健康管理担当)」を「企画 調整官(福利厚生兼健康管理担当)」に、「経理専門員)」を「経理専門員、教育局学校体育保健課にあつては課 長補佐(総務を担当するものに限る。)」に改め、同項代決する出納員として指定する職の欄中「主査(総務調整 担当)」を「総務調整係長」に、「主事(予算担当)、みらい企画創造部統計企画課にあつては主任主事(予算担 当)」を「主事(予算係)、みらい企画創造部統計企画課にあつては主事(予算担当)」に、「産業労働部県産品 流通戦略課」を「産業労働部県産品・貿易振興課」に、「上席の主査(予算担当)」を「予算係長」に、「あつては 主査(予算担当)」を「あつては主事(予算担当)」に、「係長(出納担当)」を「主任(出納担当)」に、「主任 (調度担当)」を「係長(調度担当)」に、「課長補佐(福利厚生兼健康管理担当)」を「係長(福利厚生兼健康 管理担当)」に、「主事)」を「主事、教育局学校体育保健課にあつては主査(経理担当))」に改め、同項出納 員に委任する事項の欄第1号中「産業労働部県産品流通戦略課」を「産業労働部県産品・貿易振興課」に改め、同 欄第4号中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同欄第5号中「総務部総務厚生課審査専門員」を 「総務部総務厚生課審査主査」に改め、同欄第6号イ及びニ中「地方法人特別税に係る徴収金」を「地方法人特 別税に係る徴収金、森林環境税に係る徴収金」に改め、同欄第7号中「産業労働部県産品流通戦略課」を「産業労 働部県産品・貿易振興課」に改め、同表第3項代決する出納員として指定する職の欄中「及び最上総合支庁総務企 画部総務課」を「、最上総合支庁総務企画部総務課及び置賜総合支庁総務企画部総務課」に、「審査出納主査」を 「シニア専門員」に、「、置賜総合支庁総務企画部総務課及び庄内総合支庁総務企画部総務課」を「及び庄内総合 支庁総務企画部総務課出納室」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号イ中「地方法人特別税に係る徴収 金」を「地方法人特別税に係る徴収金、森林環境税に係る徴収金」に改め、同欄第2号中「農林大学校」を

「東北農林専門職大学 農林大学校」」「鶴岡南高等学校」を「致道館中学校 の欄中「収納主査」を「シニア専門員」に改め、同項代決する出納員として指定する職の欄中「主査(庄内総合支 庁総務企画部税務課押切駐在」を「収納主査(庄内総合支庁総務企画部税務課押切駐在」に改め、同表第6項中

置賜総合支	総務主査	主任主査		置賜総合支	総務専門	普及推進	
庁産業経済				庁産業経済	員	主幹	
部農業技術			4 .	部農業技術			1-
普及課(産			を	普及課(産			に、
地研究室を				地研究室を			
除く。)				除く。)			
	•	'	.]		'		J
庄内総合支	課長補佐	総務主査	'	庄内総合支	課長補佐	総務専門	
庁産業経済	(総務を			庁産業経済	(総務を	員	
部水産振興	担当する		を	部水産振興	担当する		に、
課	ものに限			課	ものに限		
	る。)				る。)		

令和6年4月1日(月曜)		山 形 県	公章	技	号外(9)
上席の検 次席の検 査専門員	を	上席の検した	`		
	総務課長	 & 	博物館 東北農林 門職大学	総務主査 総務 基 総務 事 総務 事	
農業総合研総務課長究センター農業総合研総務課長究センター園芸農業研究所		農業総合研 究センター 農業総合研 究センター 園芸農業研 究所	門員	総務主査 シニア専 門員	
水産研究所 総務課長	総務主査	水産研究所	総務課長	シニア専 門員	
森林研究研 総務課長 修センター	総務専門を	森林研究研修センター	総務課長	シニア専に、	
副所長 総務主査	を 副主幹 #	総務主査 に	、「総務主	査(右欄(1)イ」を	「シニア専門員(右欄(1)
主査 主査 (総 オ」に、 務係) を 主任主査	主任主査 主任主査 (総 務 係) 上席の主 任主査	東桜学館中学校	事務部》	文 主査	_ _ を _
東桜学館中 事務部次 学校 長 致道館中学 事務部次 校 長	主任主査	ا ا ا	「 山形北高 学校	等 事務次長 を	
山形北高等 シニア専 学校 門員	7			7	
山形中央高 事務部次 等学校 長	_			_	
寒河江高等 事務部次 学校 長	主任主査	事務次長総務主査	主事主任主査	事務次長 当 を シニア専 総 門員	注任主事 総務主査 に、
高畠高等学 事務次長校	事務長を	高畠高等学校	事務次長	主事に、	



別表第2第2項第2号中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

別記中「受託者証」を「削除」に改める。

別記様式第50号を次のように改める。

様式第50号 削除

別記様式第52号中「歳入収納事務受託者」を「歳入等収納事務受託者」に、「歳入を」を「歳入等を」に改める。 別記様式第53号中「歳入徴収(収納)事務受託者」を「歳入等徴収(収納)事務受託者」に改める。

別記様式第68号裏面の注意事項中第6項を削り、第7項を第6項とし、同注意事項第8項中「小切手又は」及び「及び7」を削り、同項を同注意事項第7項とする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において現に地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)第 1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項、第158条の2第1項又は第

165条の3第1項の規定により歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託を受けている者に対する改正前の第70条の2、第71条、第73条、第75条から第77条まで及び第96条の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。この場合において、改正前の第76条中「前7条」とあるのは、「第70条の2、第71条、第73条及び前条」とする。

訓令

山形県訓令第10号

庁 中

出先機関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程(昭和35年4月県訓令第12号)の一部を次のように改正する。 別表1(1)庁印の項中

15	山形県立農林大学校印	方45	卒業証書用	農林大学校長	を
					_

Г					
	15	東北農林専門職大学印	方45	卒業証書用	東北農林専門職大学事
					務局長
	16	東北農林専門職大学印	13×33	II.	東北農林専門職大学事
					務局長
	17	東北農林専門職大学附属	方45	<i>II</i>	農林大学校長
		農林大学校印			
	18	東北農林専門職大学附属	13×33	"	農林大学校長
		農林大学校印			

に改め、同表(2)職印

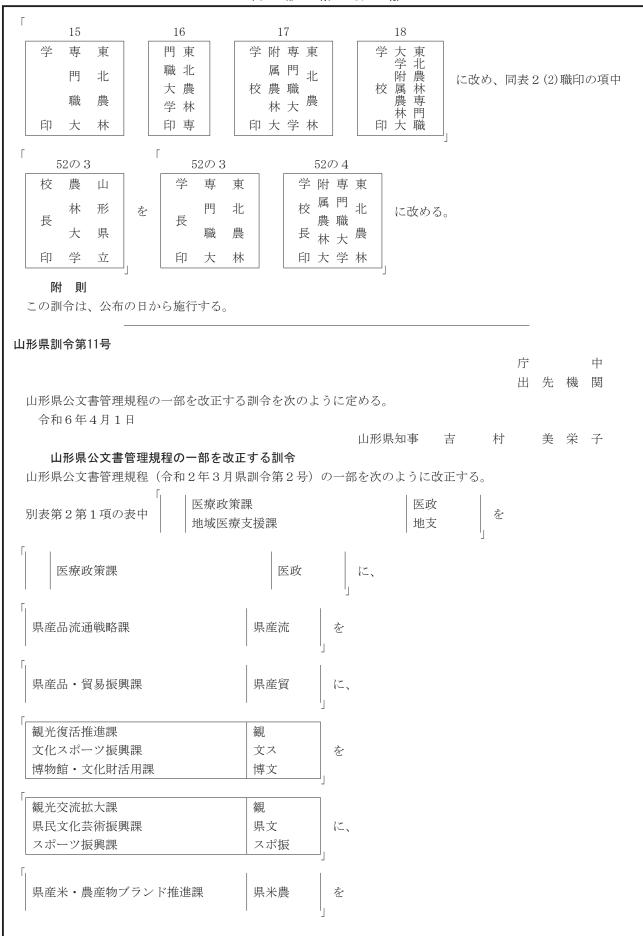
の項中 52 山形県立農林大学校長印 方30 卒業証書用 農林大学校長 を

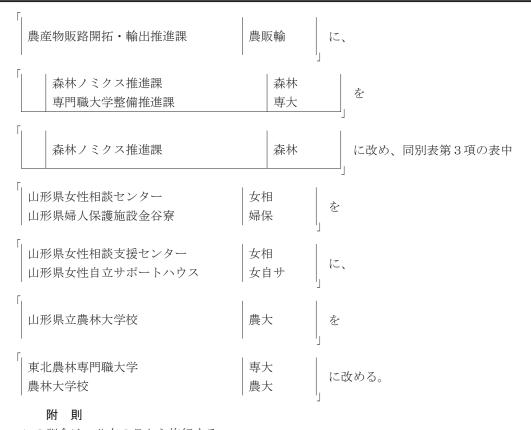
Г						
1	52	東北農林専門職大学長印	方30	卒業証書用	東北農林専門職大学事	
	の3				務局長	173
	52	東北農林専門職大学附属	方30	"	農林大学校長	(-[
	の4	農林大学校長印				

に改める。

別表 2 (1) 庁印の項中

15 校 農 山 林 形 を 大 県 印 学 立





山

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第260号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和6年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。 令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
山形市大字大森字岩下1867番1から 天童市大字荒谷字本条21番6まで		旧	125.3 メートル く 25.0	613	メートル
同	上	新	46.3 メートル く 16.8	同	上

山形県告示第261号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和6年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。 令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

	区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
天童市大	マニュア ママニア ママニア ママニア マスティア マイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス ア		旧	64.5 メートル	993	メートル
同	北原1967番7まで		IΠ	7. 2	990	
天童市大字荒谷字北原1967番7から		並に	0.0 メートル	0	メートル	
同	まで		新	0.0	0	

山形県告示第262号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和6年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。 令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒谷原崎線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	
天童市大字荒谷字川原前2788番7から		旧	48.3 メートル	メート 497	トル
同 北原1927番1まで		IP	12. 5	491	
天童市大字荒谷字北原1927番1から		新	0.0 メートル	メート	トル
同まで		材	0.0	0	

山形県告示第263号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和6年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 尾花沢関山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
村山市楯岡荒町二丁目5123番13から 同 5121番2まで		旧	24. 5 メートル く 15. 5	メートル 34
同	上	新	28.7 メートル く 20.0	同上

山形県告示第264号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和6年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 尾花沢大石田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
北村山郡大石田町大字大石田字橋本 同 横山字来迎寺	下丙197番1から ⊭697番4まで	旧	18.2 メートル く 5.9	1, 069	メートル
同	上	新	0.0 メートル ? 0.0	0	メートル

山形県告示第265号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和6年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中島新田楯岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長	ry.
村山市楯岡荒町二丁目5113番1から 同 5122番16まで		旧	24. 5 メートル く 15. 5	23	ートル
同	上	新	28.7 メートル く 19.8	同上	

山形県告示第266号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和6年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村山大石田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長	#
北村山郡大石田町大字横山字来设 同 下名	型寺692番1から ⊄ノ宿164番2まで	旧	0.0 メートル ? 0.0	0	ートル
同	Ł	新	12.5 メートル く 5.9	789	ートル

山形県告示第267号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和6年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 尾花沢関山線
- 2 供用開始の区間 村山市楯岡荒町二丁目5123番13から

令和6年4月1日(月曜日) 山 形 県 公 報

号外(9)

同

5121番2まで

3 供用開始の期日 令和6年4月1日

山形県告示第268号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和6年4月1日から同月15日まで縦覧に供 する。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 路 線 名 中島新田楯岡線

2 供用開始の区間 村山市楯岡荒町二丁目5113番1から

同 5122番16まで

3 供用開始の期日 令和6年4月1日

 令和 6 年 4 月 1 日印刷
 発行所
 山
 形
 県
 庁

 令和 6 年 4 月 1 日発行
 発行人
 山
 形
 県

